

武士道の起源及び特質（一）

高橋 俊 乘

第一節 武士道に關する舊說其の一

武士道の起源と其の性質に關して、從來の國民道德や日本倫理史の研究家を見るに、殆どすべて、武士道を以て太古より存すと考へ、忠義、勇烈の振舞を中心として、これに節義、禮儀、質實、信義、孝行の諸徳や、祖先を尊び名譽を重んじ、自己の責任を怠ることなく遂行する徳などが綜合せられたる道であると見なしてゐる。もとより諸家の説には微細な點に於て種々の差別あるも、大體これを二種に大別することが出来る。

第一は武士道が上古より現存し、源平以後益々發達した者と見る説である。第二は武士道の成形は上古になく、確かに存在するやうになつたのは源平以後であるが、萌芽或は精神は太古より實存してゐたものと見る説である。併し管見によれば二の説とも無理があつて、維持し難い。武士道は源平頃に起つたものと考へなければ

ならないと思ふのである。

第一説を執る人は武士道を國民道德の主軸と見てゐる。國民道德は武士道によつて維持せられたと考へてゐる。忠君とか愛國とか祖先崇拜とか信義禮讓とか國民道德の特色たるものが、武士道に最もよく現はれ、武士道は國民道德の精華であつたかの如くに考へてゐる。深作博士は、武士道を以て直に我國民道德といふも強ち其當を失しない(國民道德要義三十四頁)と言つて居られる。國民道德は日本民族の悠遠なる過去より次第に發達して來たものに違ひないから、かく武士道が國民道德の精華であるとするれば、武士道も太古から在ると説述しなければならぬ。

井上博士(國民道德概論の說によれば)武士道の發達を國史上四期に分ち第一期は太古より平氏の滅亡まで、第二期は鎌倉幕府の始より豊臣氏まで、第三期は江戸時代、第四期は現代として、各時代の武士道を説いて居られる。これは明かに第一説に屬する。その要點を略叙すると次のやうである。

上古には中臣、忌部の兩氏が文臣となり、物部、大伴兩氏は武臣となつて代々朝廷に忠節をつくしてゐたが、武士道はこれら武臣の間に發展し、名譽を重んじ、武勇を尊び、自分の責任を忠實に遂行し、家門の譽を辱しめざる事等は最も重じられた徳である。

その後、大伴氏衰へ、佛教の渡來を動機に物部氏が亡び、武士道はこゝに一頓挫を來した。加之、佛教渡來以後、法律制度その他、文物が燦然として備つたが、その爲に武士道は衰へた。しかし平安末期源平勃興と共に再び武士道は盛んとなつた。

第二期は君臣關係の武士道から、主従關係の武士道に移つた變態的武士道の時代であつて、武士は天皇に忠義を盡くすことを忘れて、その主君にだけ忠義をつくした。かく忠君の形式は違つても内容はかはつてゐない。しかし南北朝ごろには楠木、新田諸氏の如く、昔のまゝの忠君を實踐して國事に斃れた人も少くない。第三期は同じく變態的武士道であつた。この時代に於て武士道は實戰の中に發揮されることゝが少くなつたけれど、この時代の特色として、儒者その他の人々によつて組織的に著述の中に説かれる事が多くなつたのである。第四期現代になつて幾らか衰へたやうであるが、決して亡びたのではないのであつて、王政復古と共に最初の君主關係に立返つて、日清日露の兩役に著明に發揮されたのである。

これと同様の考は或は井上博士の説を祖述した學者によつて説かれ、又は博士から獨立にも多くの學者によつて説かれた。しかし武士道が國民道德の主軸、中心部

であることは如何なる根據によつて言ひうるか。武士も日本國民の一部であるから、武士も日本人として守るべき道德を或程度まで實踐したことは疑がない。けれども國民道德が武士の中で其の精華を發揮したといふことは、果して容易に論證しうるであらうか。私は首肯しうべき論證を未だ讀んだ事がない。誰も知つてゐる如く、武士は大義名分に暗く、王霸の別を辨へなかつた故、皇室の尊嚴は知つてゐても、一朝事ある時、皇室へ弓を引き、殊にその統領たる將軍や執權は勅命に逆らひ天皇、上皇を遠國に遷し奉つたことさへあつた。我が國民道德の根本主徳たる天皇に對する忠君さへ守れない武士が、如何にして國民道德を維持し、發揮しうるであらうか。普通多くの論者は武士道の主徳を忠君においてゐる。井上博士は、

武士は唯々武勇を顯はすと云ふことではない。武勇を顯はすには必ずその顯はすべき主義方針に據らんければならぬ。それでこれを武士道と云ふのであります。その主義方針は忠君愛國であつて、自己の仕へ居る君主の爲めに眞心を盡すといふのが、これが武士道の因つて起る所以であります。國家が危くなると云ふやうなことは主君の爲めにならないことであるからして、隨つて茲に愛國と云ふことが起つて來る。愛國は忠君となり、忠君は愛國となる。決して

この兩つのごときは二途に出でないのであつて、二様の事柄ではあるけれども精神に於ては全く一致して來るやうになつて居ります。これが日本の武士の守るべき道である云々、(國民道德概論一七六頁)

と言つて居られる。武士道の根本は忠君であることは井上博士のみならずほゞ一般の定説である。しかし武士の忠君は皇室への忠君でなく、その主君への忠義であるから、第一説を説く人々は源平以後の武士道を以て變態的武士道と考へざるを得ない。ところが武士といふ階級は源平時代より勃興し、井上博士の説かれた第二、第三期に及んで、武士道は最も發達したのは争ふべからざる事實であり、且つ武士道といふ語は武士の守り行ふべき道といふ事であり、更に井上博士その他の人には、武士道は武士によつて獨占されて居つた(國民道德概論一六八頁)ものであり、武士と云ふ特別階級の間(石野佛氏最新國民道德要義二〇五頁)に養成せられ實行せられて來た實踐道德である(石野佛氏最新國民道德要義二〇五頁)ものを變態とし、變形と言はねばならないとは極めて不自然なる叙述ではないか。

また武士道の中に含まれてゐる德行は武士階級特別の德行でなく、國民一般に守るべきものであるから、武士道はその本質上、武士だけの道ではない。しかも從來これらの諸徳は武士の間に最もよく守られたのであるから、武士道は國民道德の精華

であつたと説く人も多い。

武士も日本國民たる限り、彼等の行つた道徳が國民的精神を發揮した事も少くないであらう。けれどもこれは國民道徳と武士道との一致でなく、武士が武士だけの立場に立たず、一般國民として行ふべき道を行つてゐるのである。然るに武士は時として一般國民の守るべき道に反する事を行ひ、或は一般國民として守る必要なき（もしくは少き）事を、重要な徳義と信じて、それを實行しようと努めてゐるのである。さうして武士道たる特色は此の差異點に多く見出される。一二の例を言へば、武士の忠は前記の如く一般國民の守るべき忠と矛盾してゐる。武士は死に面して少しも恐れざる修養を極めて重大事と信じた。これは一般國民にとつても悪い事ではないが、極めて必要な事ではない。武士は壘の上で死ぬことを不名譽と考へたから、病弱な者は身を全うして戰場に働さうする時にも、わざと戦死する者が多い。これも一般國民には不用の心得である。武士の孝行には敵討といふ事が重要な要素になつてゐるけれども、他の國民階級では敵討はあまり行はれない。江戸時代に於て、武士の親が、親自らに不正な事なくして殺された時、その子が敵討に出かけないと卑怯者として同藩の士から交を絶たれる程であつたが、町人では敵討に出なくても、別

に卑怯者の醜名を受ける事はなかつた。抑も人の守るべき道徳理想を單に抽象的に論じたら、古今東西、如何なる階級身分、職業に於ても道に差はない筈であるが、實踐する際には時處位によつて種々の差が出来る。武士道は武士の間に習慣として發達した道徳である。その中の諸徳を抽出して抽象的に論ずれば、忠と言ひ、節操と言ひ、信義と言ひ、一般國民道徳(理想論としての)と同一のものであつて、其の間に差は無いが、實踐上に於ては武士道は一般國民の守るべき道徳と違つた點が多い。武士道の諸徳と國民道徳の諸徳とが同一のものであるといふ人は理想論的に見てゐるのかも知れないが、もし果して然りとすれば、武士道の歴史を忘れたものである。武士道は最初に賢聖が出て、高遠な理想を説いたのでなく、武士生活中に自ら發達した習慣的道徳にすぎない。

又武士が國民道徳を他の階級よりも良く實行したといふ説は永久の疑問であつて證明できない事である。我が國維新前で、最も多く書籍の著され、且つ今日に最も多く残つてゐる時代は、今日に近い江戸時代であり、更に溯つて室町、鎌倉等の武家時代である。かゝる時代の記録文書等一切の文献は直接間接に武士に關する物が最も多く、道徳上より見ても武士の行爲の善惡に關するものが最も多いであらう。こ

れを卒然として讀めば武士の行爲は最も國民道德に關する所が多かつたやうであるが、それには多大の割引を必要とする。その上、昔の文學は多く戀愛と戦争を主題としてゐる。故に戦を職とする武士の行爲が文學の主題となりやすいから、文學に表現されたる道德問題も武士に關するものが多いけれども、それは權勢の争奪とか死とかいふ人生の重大事が作者の興味をひく事が多かつた爲である。これらの文獻により武士の道德實行については知りうるけれども、武士が他の階級よりも、良く道德を實行したといふ證明は出來ぬ。或は武士が事實上他の階級よりも良く國民道德を實踐したかも知れない。しかしそれを證明すべき手段は容易に求めがたいのである。

次に疑ふべきことは上古に果して武士道が有つたかといふ問題である。源平以後の武士道よりは發達の度合の低いものと許しても、とにかく武士道の成形があつたといふ事を如何にして證明するか。上代の武臣の間に武士道が發達したと言はれるけれども、上代は朝臣が文武に分れて、朝政に携つてゐたのではない。且、マストラ「モノ、フ」といふ語によつて武臣階級の存在を證明しようといふ企は全く無理で

ある。しかし其等の事は説明が他岐に亘るから、第三節に譲つて、こゝでは唯疑問に附しておく。上代人の道徳の徳目と武士道の徳目と多く一致するから、武士道は上代から在つたと論ずる人もあるが、道徳を名稱だけ比較しても、眞の比較は出来るものではないから、かゝる論證は無意味である。

上代人が忠義敬神の心深く、武勇の氣象に富んでゐたことは先づ確に言ひうる事である。しかし道徳的に發達してゐたのではない。又後世の武士道に於ける敬神忠義、武勇以外の諸徳が上代にも著しく現はれてゐたか、どうかは疑問で、恐らく敬神忠義、武勇より發達が低かつたと見た方が事實に近いのであらう。日本書紀古事記、萬葉集等を見ると、女色、戀愛の記事が最も眼に多く觸れるが、これを除くと、道徳上、忠義や敬神や武勇の記事を外にして、特に顯著な道徳の實行を見ないのであつて、争鬪、殺戮等の記事が徒らに多い。勿論彼等は無道徳ではない。幼稚ながらも道徳はあつた。されど忠義その他の道徳を引つくるめて武士道と名づけるならば、その忠たるや天皇に對する忠であるから、後世の武士道と實踐上で一致しない。この不一致を脱する爲には、後世の武士道を變形とするか、武士道と國民道徳とを唯抽象的に比べて同じ者とするか、二つの道の一つを進まねばならないが、二つとも無理であ

ることは前述の通りである。

更に上代の所謂武士道が第一期の後半期(井上博士は佛教渡來以後、
か後期としておられる)に於て衰へたといふ事は確に言ひうるであらうか。この點は武士道の歴史に於ける最も重要な點であるが從來は輕々しく論じ去られた事が多かつた。上代と奈良平安時代とを比べると、奈良平安時代に於て儒教は遙かに進歩した。佛教は勿論發展した、神祇崇拜も明かに後期の方が進んでゐる。奈良の春日神社は奈良遷都間もない頃に建てられたし(年代は的確に指示
すべき材料がない)、宇佐八幡の祭神が應神天皇となつたのは奈良時代から平安初期へかけて成立した説であり、男山八幡、平野、祇園等の各社は平安初期の創建にかゝり、賀茂稻荷、比叡、松尾等も平安初期より榮えた神である。此等の神社は京都に近いといふ理由から榮えたものではあるが、敬神の風が盛んであつたからこそ榮えたのである。鹿島香取、熱田、氣比、宇佐、香椎、熊野等の各社も奈良朝以後榮えたやうである。さうして儒教、佛教も敬神の國風も皆國民道德の發達、武士道の發展に役立つた事は明かである。忠君愛國その他の諸徳も後期の方が後世に比べては發達低くとも、前期の方より進んでゐた事は幾多の史實が之を證明する。上代の日本人はまだ國家的觀念が弱く、朝鮮と結んで叛亂することが珍しくなかつた。皇室の尊嚴が十分に國民に

自覺されなかつた故、天皇を弑逆し奉つたことすらある。平安時代にも二度新羅と結んで叛亂を計つた者もあつたが(三代實錄卷十三及十八)、最早や國家組織が十分強固となつてゐたから、未然に鎮めえて、かつて上代繼體天皇の御代に筑紫の國造盤井が新羅と謀つて叛亂したやうな大騒ぎは起らなかつた。また平安時代には皇室の尊嚴は既に確立して、神聖犯すべからざるものとなつたから、天皇を廢立するほどの力を持つてゐた藤原氏も皇位の尊嚴を犯すことは決してなかつた。唯著しく衰へたのは國民の元氣勇氣である。國民は貴賤都鄙おしなべて柔弱となつた。上代に眞に武士道が存したものでならば、後期になつて、道徳が理想上にも實踐上にも、武勇以外はひとしく進歩し、かつ此れを外部より助成すべき神佛儒三道がそれ／＼進歩せるに拘らず、武士道が退歩し衰微したと言ふことは理解しがたき論述である。もし第一期後期に武士道が衰へたといふ事が誤りなく言ひうるならば、それは、武士道が勇氣を主徳とする事を認める時に限る筈である。然るに武士道研究家は一般に忠君愛國を武士道の主徳と認め、武勇を顯すのは忠君愛國を行ふためであると解釋されてゐる。忠君愛國の精神が前期より後期の方が進んでゐるとして見れば、武士道の根本に於て、衰へたと見るべき何等の理由もない。

さうして右の條に述べたやうな忠君愛國の思想は鎌倉時代になつても大局から見て少しも衰へてゐないと思ふ。その他の道徳は理想論としても實踐上にも平安時代より、ずつと進歩してゐる。武勇も進歩した。神道佛教は愈々進歩した。神道が佛教化したといふ事實を以て神道が衰へたと言ふことは出來ない。この時代より神道論が起つたし、敬神の風も従前より衰へることなく、寧ろ盛んであつたかと思ふ。儒學は學究上に於て衰へてゐるが、道徳思想の普及及び道徳の實踐の上には平安時代よりも遙かに強く人心を刺戟した。これらの諸點に於ては鎌倉時代は平安時代よりも勝つてゐる。尙この點には、誤解を避ける爲にもつと後に詳細に論じたと思ふ。故に上代の所謂武士道は根本に於ては、平安時代と同様に、衰へることなく却つて益々盛んになつて鎌倉時代に傳つたと見なければならぬ。

平安時代初期に衰へた武勇は平安中期に武士が勃興するに及び、武士及び之に準すべき階級(僧兵など)の中に勃興して武家時代に及んだ。武士の主従間の忠君と右の武勇並びに此れに伴なうて、一團をなせる道徳が武士生活の間に次第に發生して來た。これは武家時代に於て武士が政治の中心に立つた爲、きはめて花々しく顯れた。これは武士として守らねばならぬ德義であるから武士道と稱せられた。武士

道といふ概念はすでに平安末期にあるが、その語は鎌倉末期に出來たものらしく、北朝貞和二年(三〇〇五年)勅撰の風雅集雜下に見える源致頼の歌が武士道の語を文献上初めて記録したものであらうと思ふ。武士の興起及び武士道の發生に就いても後に再説したいと思ふが、この武士道と、上代にありと稱せらるゝ所謂武士道の系統とは明かに武家時代以後並行してゐる。承久の亂などに於て武士は一方に於てその主人の爲に敢戦しつゝも、尙皇室に對して弓ひく事を怖れてゐた。この心中の矛盾は二つの道の乖離から來てゐる。詮ずる所、上代の所謂武士道が武家時代に忽ち形を變へて、主従關係の變態的武士道となつたといふことは餘程史的事實に無理な見方を加へたものである。その上に、上古から一般國民に守られ行はれて來た所謂武士道が上代には特に武臣といふ者がないことは前に既に述べた源平時代以後、何故に武士のみに限られるやうになつたか。從來の研究家は明答を與へてゐない。亘理教授は鎌倉幕府の権力が盛んになつて多數の武士が幕府に歸嚮し、終にはその報恩を専らとして朝廷への忠を念としないやうになり武士道は國民的意義が少くなつたと言はれた(國民道德序論五一五頁)が、武士が朝廷を捨てゝその主君につくすことは鎌倉開府よりすつと前からのことであつて、開府以後のことではない。

これらの困難を脱する爲には上代より武士道の成形ありと考へないで、武士道の成形は源平時代に發生したものであるが、その淵源萌芽精神は上代にあつたと考へる第二説が自ら提出されるやうになるのである。

第二節 武士道に關する舊説其の二

第二説に於て武士道は武士の社會の產物であつて武士社會の存在を待つて始めて發達した道であると説くけれども、尙武士道を國民道德の精粹であるといふ説を維持しようとして、武士道の精神萌芽或は淵源は我が國上古から在つたと説くのである。巨理教授が國民道德序論中に説かれた武士道論は、大體に於て第二説に屬してゐるやうである。龍文學士(日本文化史第
六鎌倉時代)の説は明かに第二説である。それは古代に於てはまだ社會の人々の行爲を律するものとして社會から注目される程の進歩もして居ず、又注目もされなかつた。源平以後武家社會の發達するに連れて始めて十分に發達したといふのである。

國民として守るべき道德と武士道との間の種々の關係に就いての私の考は第一節に就いて既に述べた通りであるから再説しない。また上代に於て一般的國民的

であつた淵源が、後に國民の一部たる武家だけの道となるやうになつた事については第二説に於ても同じく説きえぬ謎である。第二説に於て始めて用ひられた精神、萌芽並に淵源といふ語に就いて考へて見ると、一應わかるやうであるが曖昧である。恐らく後世武士の間に守られ、尊ばれ、行はれた道德が上代に於て、實行されずに、教または思想だけあつたと言ふのか、少數特殊の人々の間に行はれたと言ふのか、もしくは一般民衆の間に微弱に行はれたと言ふのか、夫れとも後世武士道の成立する際に、成立を助けた多くの要素の中の一部の要素となつたといふのか。これ等の中、どれか一つであらうと思はれる。第一の思想だけあつたといふ説は事實ありえない。

武士道は後世に於ても武士の平素の生活の間に發達した道德であつて、その理論化されたのは、江戸時代になつてからである。それ以前に識者が多少自覺的に之をまとめて教を垂れたことはあつても事實行はれた者をまとめたにすぎぬ。江戸時代になつても従來行はれてゐた者を主として儒學によつて理論化したのであつて、どこまでも事實行はれたものを材料としてゐる。新しく教説や思想を加へることがあるとしても、事實行はれてゐる以外に出たものは殆どない。まして上代未開の時代、學問の幼稚な時代に教や思想だけあつて實行されないといふ事はまづ有りえな

い。

もし一部少数の者が實行し、もしくは一般民衆が微弱に實行したといふならば、それは結局第一説に還元さるべきである。もし夫れ源平以後武士道が成立する際に、その成立要素中の一部となつたものが古代にあつたと解すべきものならば、武士道の起りは武士發生以後となり、武士道そのもの歴史は源平時代に始ると見るのであるから、私は此れには賛成である。しかしこの場合の萌芽とは朝顔の芽生から朝顔の花といふやうな直系の淵源を意味しない。淀川の水は木津、宇治、加茂、保津等多くの川の水が集つてゐる。上代人の道徳はこの一の上流にあたり、武士道は淀川に當ると見たい。上代人の道徳は流れて一般の國民道徳となつてゐるので、上代人の道徳と後世の國民道徳とは直接の繼承はあつても、上代の道徳と武士道とに直接の繼承は見難い。木津川一つが淀川にあたらざる如く、上代には武士道そのものはまだ形を見せてゐないと見るべきである。

第三節 モノノブとマストラ

武士といふ語は早く莊子人間世篇や史記蘇秦傳等に見える語ではあるが、支那で

も使用の少ない語であるらしい。我が國上代でも殆ど用ひられず、續日本紀卷八や、萬葉集卷三、續日本後紀卷三等に二三用ひられてゐるに過ぎぬ。續日本紀には文人、武士と對して用ひてゐるが、前後の意味よりして武勇ある朝臣といふ意味にとれる。けれどもこれは武士といふ階級又は社會があつたのではなく、朝臣の中で武勇にすぐれた人を指して武士と言つたにすぎぬ。續後紀のもさうであらう。萬葉集のも同じ用法である。それは攝津國班田史生、丈部龍麻呂が何の故か自ら經死した時、大伴三中将が弔うた長歌の中で龍麻呂を武士と言つてゐるのである。その一節を引くと

天雲の 向伏す國の 武士と 言はえし人は すめろぎの 神の御門に 外ご
 重へに 立ち侍さむらひひ 内重うちへのに 仕まへ奉たり 玉葛たまかづ いや遠長とほながく 祖おやの名も繼つぎ行く
 ものと云々

となつてゐる。さて此の武士の字は何と訓讀すべきであらうか、判然しない。鹿持雅澄の萬葉集古義は最も大成された研究書であるが、それには「マ斯拉ヲ」と讀ませてゐる。しかし普通は後世の訓を其のまゝに「モノノフ」と讀ませてゐる。一體萬葉には略解によるとモノノフの語が二十二ある(もとより學者によつて讀方がかかはると一二異同が起る)前記の武士が唯一回

用ひられたきりで、あとはすべて物部の二字か母能乃布などの萬葉假名で示してある。モノノベ(物部)氏の名とモノノフとを同じ漢字で示してある事は、この二語の語源が同じものである事を暗示してゐさうであるから、本居宣長の説く如くモノノフの職を世襲せる氏族をモノノフベと呼び、略してモノノベと言つたものであらう(古事記傳卷十九)

日臣命、來目部を帥ゐて宮門を衛護し、その開闔を掌り、饒速日命、内物部を帥ゐて矛盾を造備す。その物既に備つて、天富命、諸の齋部を率ゐて天璽鏡劔を捧持し、正殿に奉安し、並に瓊玉を懸け、其の幣物を陳ね、殿祭祀詞を申す。次に宮門を祭る。然る後、物部矛盾を立て、大伴來目、仗を建て、門を開き、四方の國を朝せしめ、以て天位の貴を觀せしむ。

とある。日本書紀や古事記の神武天皇の條には、右のやうな記事はない。古傳説に因はれず、新しい批評眼で新しく古代史を開拓する人々に取つては、右の古語拾遺の説は書紀古事記の大半が受けた運命と同じく、神武天皇當時の古い事實を傳へたものでなく、後世の思想であるに違ひない。併し古語拾遺は平安時代のごく始(大同二年)の著作であるから、かゝる古語拾遺の説は遅くとも奈良時代の一部の朝臣たちに

は信じられた説であらう。大伴氏が宮門を警護した事は、それが何時頃から始つた事か不明であるとしても、續日本紀姓氏錄その他に確證があるから、古くから行はれ事に相違あるまい。物部氏が矛盾を立て、威儀をいかめしくする事を、物部氏が世襲の職としたと見ることは餘り單純な抽象的な、且つ毎日行ふべき務でも無かりさうであり、又矛盾を立て、威儀を厳しくしたといふ事は古語拾遺の外には偽書たる舊事記にしか見えない説であつて信用できない。古來物部、大伴は同じく大連となりうる家で常に並稱された家柄であるから、大伴氏の世襲と似た職務を、後世になつて上古の傳説を採録した人々が聯想的に類推したのを古語拾遺に記録したものであらう。大寶令に定めてある物部は衛門府に屬してゐるから、大伴氏の如く宮門を守つたことが有つたのかとも思はれるが、他に之を確證すべき材料が無いやうであるし、大寶令に於ては罪人を罰することを掌つたのであつて、門を開閉し、出入を監視する事は無かつたのである。又物部氏が古來屢々征戰に従つたからモノノフの氏であつたかの如く考へる人が多いけれども、これはモノノフを武士と解する後世の語釋を上代に溯らせた誤解であつて、日本紀を讀んでも物部氏が特に征戰に多く従事した形跡はない。

その上、もし上古にモノノフといふ一定の職が有つたとすれば、日本書紀その他の古典に何回か用ひられてゐるさうなものであるが、古事記の清寧天皇の條に「物部之、我夫子之取佩於大刀之手上」本居宣長は「モノノフの我が背子が取佩ける太刀の手上に」と訓んだとある外、萬葉集に二十ほご用ひられてゐるばかりで、書紀、五風土記、續紀の宣命などの古典には全く用ひられてゐないやうである。萬葉のモノノフも右の古事記の同じ語も皆モノノフノと使つてあつて、獨立の語義なき枕詞か、それに近き用法になつてゐる。(萬葉集卷三の「武士」を省く)

イ物のふの大^{おほまへ}臣^(つぎみ)(一) 物のふの臣(一)

ロ物のふの八十伴の緒(一〇) 物のふの八十氏人(二)

ハ物のふの八十氏河(三)

ニ物のふの八十の心(二) 物のふの八十の少女(二)

ホ物のふの男女(二)

ヘ物のふの磐瀬の森(二)

ト物のふの氏河(一)

右の中、(へ)や(ト)は明かに枕詞であるが、(イ)はモノノフ中の一部に當る大臣、モノノフの一部に當る臣或は臣の中の一部に當るモノノフと解せられるから、これはモノノフの本義を残してゐる。(ロ)の八十伴緒、八十氏人は當時の社會組織の單位たる氏族の多いことを稱した語である。それを修飾するモノノフとの續き方については、物部氏が多くの氏に別れたから、それから轉じて、すべての朝臣の間で多くの氏を言ふのにも、物のふの八十伴の緒といふのであると契沖などは説いたけれども、賀茂真淵などは朝臣全體をモノノフと言ふのであると説いた。此の方が賛同者は多いのである。(ハ) (ニ)は(ロ)より轉じ、(ト)は(ハ)より轉じて出來た事は明かである。(ホ)も(ロ) (ハ) (ニ)のどれかから派出したものであらう。

又もしモノノフの語が古代に於て武士の語にあたり、武士といふ一定の階級、團體もしくは職業が古代にあつたとすれば、古典に武士といふ語が多く用ひられ、それにモノノフと訓が附けられた筈である。然るに武士といふ語の用例の少い事は前述の通であり、萬葉では唯一回用ひられてゐる。萬葉は歌であつてかつ五七の句調上、當然訓讀すべき筈であるが、何と讀むべきか、學者の説が一致しない。かつモノノフが武士の意なら萬葉に二十も用ひられたモノノフの語に責めて半數ぐらゐるは武士

の字を當てるべきに、當てゝゐないのは、當時は武士といふ概念も固定せず、且つこれをモノノフと呼ばなかつた爲である。

抑も我が國古代には朝臣は文武二途に分れてゐたのではない。奈良時代の漢文の古典に文武官とか文武百官などの語が屢々用ひられてゐるが、それは支那の影響である。故に、制度の上に既に支那の影響を受けて文武別れてゐた奈良時代に於ても、純國文の宣命などには官吏を文武に分つことは無かつた。恐らくモノノフは賀茂眞淵その他の多くの國學者が聲を同じうして説いた如く、朝臣全部を指したものであらう。モノノフの語源は頗る解し難く、本居宣長なども匙を投げてゐるが、荒木田久老はモノは此の物、彼の物などと、指定する意、フは群の意味だと言つてゐる。かくモノノフの概念は廣汎なものである故、格段な史實や傳説等を列ねた古典には用ひられる機會が殆ど無かつたので、今日、残つてゐる古典の中から使用例を發見することが少いのであらう。

ところが古代人は武勇を尙んだから、武勇に勝れた朝臣はモノノフ中のモノノフと思はれた爲、モノノフの元來の意味が轉じて武人をモノノフと言ふやうになつたのであらう。但し物部氏がモノノベを率ゐて、モノノベ氏と稱するやうになつたの

は、武勇に勝れてゐた爲であつたか、或は他の理由から起つた事か不明である。

しかし此れ等の解釋も果して正當なのか、どうか、確實な信用は置けない。古事記、萬葉集を通じて、常にモノノフノと枕詞又はそれに近く用ひられ、獨立して主語や客語に用ひられない事などから見て、本來の意味は奈良時代には殆ど忘れられてゐたらしくも思はれる。従つて本來の眞意はもつと他にあるのかも知れない。とにかく古典では武士の意味に用ひたといふ確證はない。

モノノフと似た意味に解釋される語にマ斯拉ヲといふ語がある。モノノフに比して古代にも用例は多いが、多くは丈夫と書いてある。かく和訓に對する漢字の定つてゐるのは、その當時マ斯拉ヲの意味が固定してゐた爲である。しかし其れは日本書紀神代卷上に男子と書いてマ斯拉ヲと訓じてある如く、マ斯拉ヲは女子(タフヤメ)に對し只男子を意味する。天平勝寶年間の佛足石の歌に釋迦如來をマ斯拉ヲ(麻須良乎)と稱してゐる如く、徳を讃めて言ふこともあるが、武勇な人を意味する事はない。ずつと後、平安中期の和名抄でも唯男子の意味に解釋してある。マ斯拉ヲを武人の如く誤解するのは、萬葉集に往々益荒男と萬葉假名で書いてあるのを語源を表

すものゝ如く見たゝめであるが、荒は唯ラの假名に使つたのであつて、荒といふ漢字の本義に用ひたのではない。か弱き女子に對して言ふ語であるから、幾分勇健な意味もあるが、古典の中に用ひられてゐるマストラは多くは唯男子の意に用ひ、勇壯な意味を含めて解すべき用例は極めて少い。特に武勇な人を意味する時はマストラタケラといふのである。故にマストラの道といふ思想があつた如く考へて古代武士道の存在した事を證明せんとする一部學者の説は全く誤解である。

天武天皇十三年閏四月の詔に

凡政要者軍事也。是以文武官諸人務習用兵及乘馬。則馬兵並當身裝束之物、務具備足。其有馬者爲騎士、無馬者爲步卒。並當試練、以勿障於聚會云々

とあるのを見れば、大化改新以後、支那の文化の盛んに輸入された時代でも文武官ひとしく武を講せしめたのである。往々にして物部、大伴氏が武臣で、中臣、齋部、蘇我の諸氏が文臣であつたと言はれるが、これは多少の根據は有るにしても、まづ事實ではない。中臣氏の後なる藤原氏が朝政を専らにしたから、平安時代の朝臣は文弱に流れたといふ人もあるが、藤原氏が奈良時代に春日に勸請した春日四座の中に武神た

る鹿島、香取の二神あり、しかも藤原氏は四神の中鹿島の神を第一位、香取の神を第二位に尊んだことから見て、藤原氏は元來武をも尙んだと言つても誤では無からう。蘇我氏でも文のみでなく、日本書紀には蘇我馬子を評して性有武略と記してゐる程であつて、屢々戰役に從つてゐる。逆に物部氏も文政に從ひ、石上氏の如く多くの文學者を出す分家(小氏)を分つた。

上古には武勇の家筋といふものは無かつた。上古は氏々によつて職業を分つて、世々相ついだと言はれてゐるが、この職業を分つといふことは、今日の分業組織とは全く違ふ。當時の氏は共通の祖先をもつ血族團體であると共に、同一の氏は地方的に一の部落をつくつてゐた。交通の不便な、欲望の少い、實物交換の行はれてゐた、更に産業の進まない、人口の稀薄な時代であるから、各氏ごとに自給自足の經濟生活をしてゐたのであつて、氏ごとに農耕、狩獵、漁獲、機織、木工、製酒等生活に必要な生産はほぼ一切行つてゐた。尤も金石類の産出は特殊の地に限られてゐるから、玉造りや、製陶、製鐵などは特殊の氏に限られる。また新しく外國から輸入した精工品の製造例へば鏡作りや、上等な絹織の如き特殊技能の習練を必要とする職も或氏に限られたことはやむをえない因由に本づく。秦氏は秦の始皇帝の子孫と稱せられ、朝鮮を

經て歸化したのであつて、養蠶、絹織等に巧であつたが、曾て有力な氏どもが秦氏から絹布を買取るのを好まず、亂暴にも秦氏の部民を分ち奪つて、自己の部民とし、自己の部落内で絹を織らせようとす、爲に秦氏は頗る衰へたことがあつた。只彼らが朝廷に仕へて司ごつた政務や、朝廷に入用な調度の製造を氏々の長所に従つて、分擔したにすぎぬ。當時の戦争は武器が單純であり、戦術も進んでゐないから、どの氏でも必要に迫られたら、部民に弓矢や矛を持たせて戦争をした。平素から武藝を特別に習練しておく必要もない。食物を鳥獸から多く取つた故、山や野に常に狩をした爲に自ら武勇が養はれ、又蝦夷や熊襲などの異民族との戦が多かつた爲に上代人は自ら武勇に長じるやうになつた。續日本紀三十に、東人は常に云はく、額には箭は立つとも背は箭は立たじと云ふ(神護景雲三年宣命)と記された如く、他の地方に比して勇敢であつたのも、他の地方は異民族との争が絶えて平穩になつた後に、永く東國では蝦夷との戦が絶えず、平安初期まで蝦夷征伐が續いた事が彼れ等の強勇であつた原因の一つである。所謂、兵農の分れざる時代で、平素は漁獵農織に従ひ、事あれば男子は皆時として女子も戦場へ驅けて行つた。かゝる上代では恐らくすべての者が武勇にすぐれ、文武二途に分れなかつたのは當然である。さうして古典に屢々見えるツハモノ

(兵)とかイクサ(軍)とかいふ國語及びこれに當る漢語はかゝる意味の兵卒であつて、
つと上代では、特に徵募して一定期間訓練演武したりする事も勿論無かつたであら
う。弓矢さへ持てば國民全體が忽ちに兵卒となつたものである。(以下次號大正十三年七月)